

私たちがつくる

ペットとの

これから



人にも動物にもやさしく
共生できる明るい未来に向けて
知っておいてほしいこと



かつて人は、大自然に抱かれ、そこから食料などの恵みを得て暮らしていました。しかし、人の数が増え、自然の利用が加速すると、動物たちの一部にもいつの頃からか人の手が加わりました。人の作業を手伝う家畜が誕生し、そして、人とコミュニケーションを取り、人が愛情を注ぐ対象としてのペットが誕生しました。

今、人とペットを取り巻く環境や社会は大きな変化の中にあります。人とペットのよりよい未来に向け、そして互いの関係をより良いものにするために、今の私たちに何が必要でしょうか。「私たちがつくるペットとのこれから」。皆さんと今を見つめ直し、明るい未来を考える機会にしたいと思います。

ペットを飼うということ

ペットを飼ったその時から、飼い主にはさまざまな責任が生じます。習性や飼育などに関する正しい知識を学び、きちんとした飼育環境を用意して、毎日の食事や運動もしっかり管理しなければいけません。また、日々コミュニケーションを取り、ストレスや体調をチェックし、病気になれば治療を受けさせる責任もあります。「ペットを飼う」=「命を預かる」こと。その最期の時まで、責任をもって飼育することが求められるのです。

▶くわしくはパンフレット「飼う前も、飼ってからも考えよう」⇒



しつけとマナー

ペットは家族の一員であるだけでなく、社会の一員として暮らす存在でもあります。つまり、ペットにはトレーニングや社会化が必要です。

屋外では、排せつ物の放置や、放し飼い、吠えたり飛びつくなどの困った行動はペットが嫌われてしまう大きな原因になります。室内飼育の場合でも、吠え声・鳴き声やその他の物音、臭いなどで気づかない間にご近所へ迷惑をかけてしまっているかもしれません。犬は吠え癖や噛み癖がつかないように、普段からしっかりとしつけや訓練をすることが必要です。方法がよく分からない場合や、困ったことがある時は、しつけトレーナーや訓練士へ相談することもできます。飼い主の責任として、必ず徹底するようにして下さい。

ひと昔前であれば犬は庭先で犬小屋に、猫は屋外にお出かけ自由、といった飼い方の家庭も多くみられました。しかし、感染症や熱中症、不慮の交通事故、屋外で繁殖してしまうといったリスク、さらにご近所に迷惑をかけるといったことを考えると、目の届かない屋外での飼育はお勧めできません。特に猫は必ず室内飼育をして下さい。

世の中では、誰もがペット好きとは限りません。マナーを守り、周りの方にも配慮をしてこそそのペットとの共生社会です。

▶くわしくはパンフレット「無責任飼い主0宣言」⇒



ペットの迎え方

4ページへ

私たちが つくる ペットとの 新しい社会



人と動物の 共通感染症

6ページへ



動物の活躍の場

近年、犬や猫、そのほか様々な動物たちが、ペットとしてだけでなく社会の中で活躍する場を広げています。警察犬や災害救助犬、また盲導犬や聴導犬、介助犬といった障がいをもつ人を助ける補助犬としての活躍や、病院や学校での動物介在活動や動物介在療法などの現場では人を精神面からサポートしてくれることで注目されています。

人と動物がお互いにとっての良きパートナー、サポーターとして未来を作っていくための様々なヒントを、これらの事例が教えてくれています。

見守る社会

8ページへ



いざという時の備え

災害が起きた時、ペットを守れるのは飼い主だけです。まずはペットと人の両方の安全を確保し、避難するときはペットと一緒に同行避難することが基本です。そのためには、住まいの防災対策、家族との話し合い、避難場所や避難ルートの情報収集など、普段から災害発生に備えておくことが必要です。

また、飼い主の突然の病気、事故など、思いもよらない事情でペットの世話ができなくなったり、飼い続けることが難しくなったりすることも、人生には起こりえます。そんな事態に備えて、一時的にペットの世話をしてくれる人や、万一の時にペットを引き受けてくれる人を探しておくことも必要です。

いざという時に、ペットが他人に攻撃的であったり、むやみに吠えたり、他人の手を怖がるような状態では、世話をすることも、引き受けることもできません。普段から、家族以外の人に触られても平気なように他人に馴れさせておくことや、ケージやクレートでおとなしくしていただけるようトレーニングをしておきましょう。また、室内飼いの場合でも、マイクロチップ、迷子札の装着と情報登録・更新を忘れずにおきましょう。

▶くわしくはパンフレット「備えよう！いつもいっしょにいたいから」⇒
「ペットも守ろう！防災対策」⇒



繁殖制限

繁殖を望まない場合や、生まれた子の全ての面倒がみられない場合は、不妊去勢手術をするなど、ペットの種類に合わせた繁殖制限を必ずしましょう。

とくに猫の繁殖スピードは想像以上に速く、繁殖制限をしないと、あっという間に増えてしまいかねません。(オスメス1頭ずつの猫が1年後には約20頭に！)

近年、自分で管理できる数以上にペットを繁殖させてしまったり抱えてしまう、いわゆる多頭飼育問題が社会的な関心を集めています。人とペットが共生していくためには、ペットの繁殖を制限することは人間の責任です。

▶くわしくはパンフレット「捨てず増やさず飼うなら一生」⇒
「ふやさないのも愛」⇒



ペットの迎え方



新たにペットを迎える際、自治体の動物愛護管理センターや民間の動物保護団体から引き取る「譲渡」という選択肢を選ぶ人も増えています。譲渡されるのは、飼い主不明で保護されたり、飼育放棄などによって引き取られたり、災害などで飼い主が飼えなくなった保護動物たちです。もちろん、さまざまな事情を抱えている個体もいて、お世話が大変なこともあります。動物愛護の観点からも、もっと多くの人に考えてもらいたい選択肢のひとつです。

ペットショップ、ブリーダー等の動物取扱業の規制と飼養管理基準

ペットショップ、ブリーダー等の動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)を扱う事業を行う場合は、動物愛護管理法*によって、動物取扱業の規制を受けることとなります。動物取扱業者は、動物の健康と安全を守り、周囲の環境に支障を及ぼさないために、毎日の清掃や、帳簿類の記録など、様々な基準を守る必要があります。特に、令和元年の法改正により、犬猫の飼養管理基準(ケージ等の大きさ、従業員の数、繁殖の基準等)が具体化されています。 * 動物の愛護及び管理に関する法律



◇ ペットショップやブリーダー等からペットを迎える場合は、次の内容を参考に信頼できるところを選びましょう。もちろん飼い主になる方は、責任をもって寿命までお世話するという覚悟も持ってください。

- 都道府県等に登録された動物取扱業者であること(登録情報が掲示されているか)
- 動物を大切に扱っていること(病気やケガ等をしている動物がないか)
- 清掃が行き届き、清潔であること(店内に臭いなどがいないか)
- 知識、経験を持つ動物取扱責任者が配置されていること
- 動物の生年月日や生産地、標準体長等の情報が表示されていること
- 購入する前に現物確認(動物の状態を直接見せる)と対面説明(健康状態、飼い方、繁殖者の情報等の18項目の説明)が行われること
- 可能であれば、店頭で動物を見るだけでなく、その親が適切に飼育されているか確認できること



犬猫の飼養管理基準

具体的に定められた基準の一部を紹介します。

- ・ ケージの大きさは体長の2倍×1.5倍以上、高さは犬で体高の2倍以上、猫で3倍以上
- ・ ケージ等の床材に金網の使用を禁止、サビ、割れなどの破損があるものの禁止
- ・ 従業員1人あたりの飼養頭数は、犬で20頭(うち繁殖犬は15頭)、猫で30頭(うち繁殖猫は25頭)まで
- ・ 1年以上飼育する犬猫の年1回以上の健康診断の義務
- ・ ペットショップ等を含め犬猫を展示する場合は、休憩できる設備に自由に移動できる状態にするか、6時間以内に休憩時間を設けること(6時間以上の連続した展示を禁止)
- ・ 犬猫のメスの繁殖年齢は原則6歳まで、犬の出産回数は6回まで
- ・ 体にフンや尿がこびりついている状態や、毛玉ができている状態等の禁止



犬の保護と譲渡



昔はたくさんの子犬が自治体に引き取られていましたが、今は不妊去勢と責任ある飼い方が広がり、子犬の収容は少なく、譲渡の対象となるのは迷い犬で飼い主が現れなかった犬や、やむをえない事情で飼いつづけることができなくなった犬など、成犬が主流です。

成犬の譲渡は、成長後の体格や性格がある程度わかっている利点があります。

譲渡では、犬の気質・性質と、譲渡を希望する人の生活スタイルや家族構成、性格などを合わせて判断する「マッチング」が重要になります。

流行や見た目だけで判断せずに、自分に合った犬を選びましょう。

猫の保護と譲渡



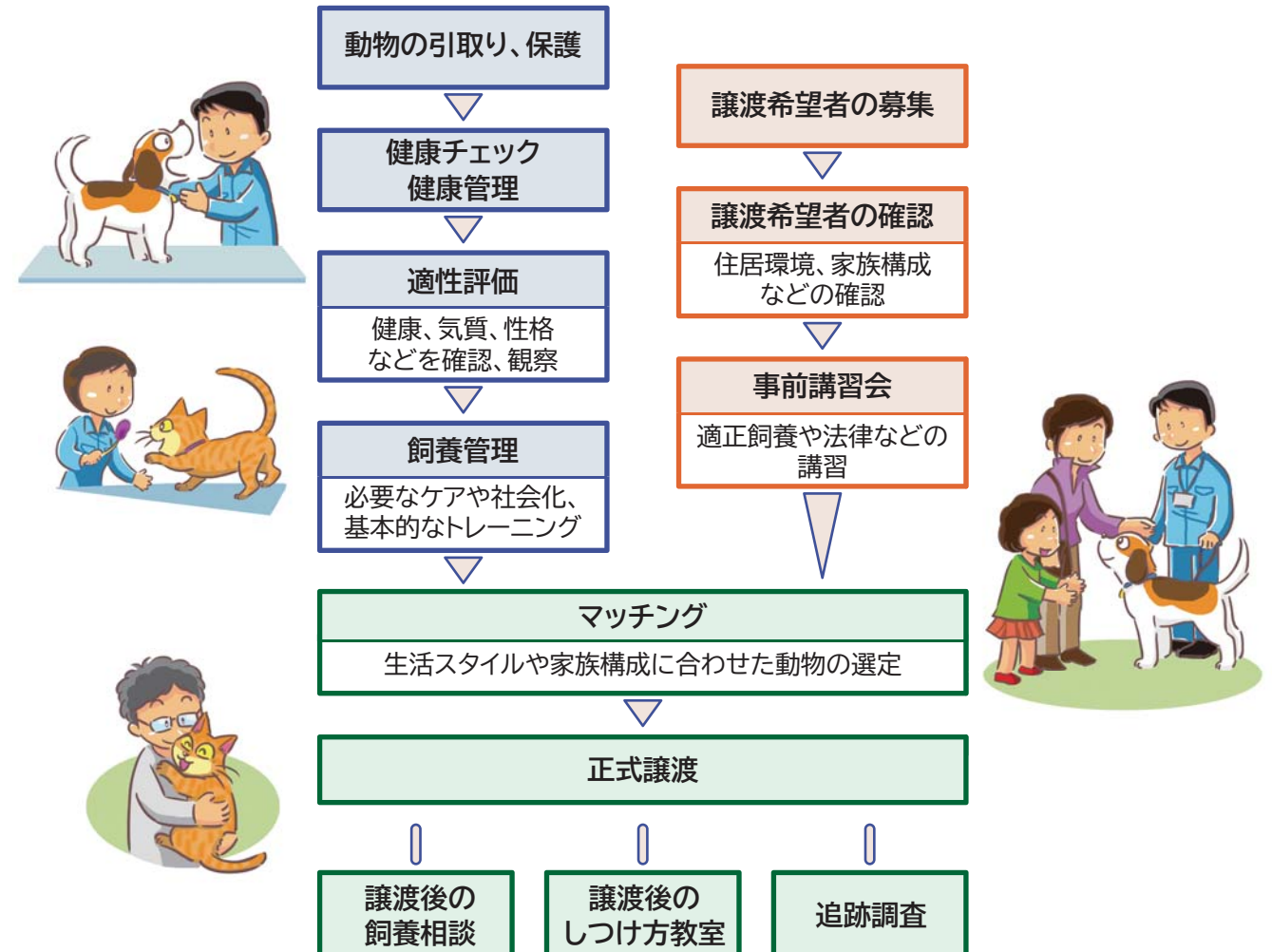
猫の場合は犬と異なり、自治体での引取りや保護収容のうち子猫の割合がかなり高く、また、やむを得ない事情で飼いつづけられなかった猫や、保護された成猫なども譲渡の対象となっています。

犬と同様に、譲渡の時には、猫の気質・性格と譲渡を希望する人との「マッチング」が重要です。特に、複数で飼うときには、猫同士の相性や他の動物と同居できるかなど、猫の気質・性質の理解がとて重要になります。

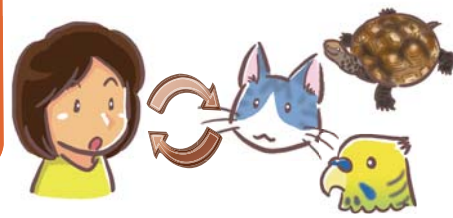
譲り受けてきたばかりの猫はとても不安を感じていることが多いため、新しい環境にゆっくりと慣らしていくことと、逃げ出さないように注意することが大切です。屋外では感染症や交通事故のリスクが高いので、猫は必ず室内飼育しましょう。

一般的な譲渡の流れ

以下の流れは自治体の一例です。自治体や動物保護団体により、譲渡の条件や過程は異なります。



人と動物の共通感染症



人獣共通感染症あるいは動物由来感染症、ズーノーシス(Zoonosis)とも呼ばれ、人も動物も発症するもの、人は発症しても動物は無症状のものがあります。病原体の種類としては、細菌、ウイルス、原虫、寄生虫など様々で、蚊やダニなどが媒介することもあります。

世界保健機関(WHO)が確認しているだけでも200種類以上あります。

問題となる背景

交通手段の目覚ましい発展による人と物の移動、人口の都市への集中、開発による自然環境の変化、野生動物のペット化等、人間を取りまく社会環境や自然環境の変化と行動の多様化が背景にあります。

そのような状況において、新型コロナウイルス感染症をはじめとする未知の感染症(新興感染症)や一度収まったのに再び流行する感染症(再興感染症)が発生しています。

このような感染症へ対処していくために、人、動物、環境の健康に関わる者が連携して取り組む「ワンヘルス(One Health)」という考え方が重要視されています。

私たち人類はこの地球上で多くの生物と共存している事実を忘れてはならないのです。

◇ 感染しないために気を付けること

- 同じ箸や口移しで食べ物を与えるような過剰なふれあいはやめましょう。
- ペットにふれた後は必ず手を洗いましょう。
- ペットの体や身の回りは常に清潔にしましょう。
- ペットの排泄物はすぐに片づけましょう。
- 野生動物のペット飼育や野外での野生動物との接触は避けましょう。
- 室内で鳥を飼育する時は、換気を心がけましょう。
- 餌として生肉を与えることはやめましょう。



飼い犬への狂犬病予防注射

日本では、狂犬病予防法で、犬の飼い主に、犬の自治体への登録と毎年の狂犬病予防注射の実施が義務付けられています。犬を飼う場合には、必ず登録と毎年の予防注射をしましょう。

狂犬病は、主に犬に咬まれて感染し、日本でも多くの人の命を奪った感染症です。1957年を最後に人、動物ともに国内感染はありません。2020年には、フィリピンで犬に咬まれて感染した人が、日本入国後に発症、死亡した輸入感染症例の報告がありました。

発症するとほぼ100%死亡します。現在も世界のほとんどの地域で発生し、年間約6万人が亡くなっています。外国から侵入してくる危険性は常にあると言えます。



薬剤耐性菌(AMR)対策



薬剤耐性菌とは、感染症の治療に使われる抗菌薬(抗生物質等)に抵抗性を持つ菌のことです。薬剤耐性菌が増えると、治療のために処方した抗菌薬が効きにくくなり、治療に影響することがあります。

薬剤耐性菌を増やさないためには、人と同様に、動物病院から処方された抗菌薬を必ず獣医師の指示どおりの用法用量で飲ませることが大切です。

薬剤耐性菌を人からペットへ、ペットから人へ広げないためには、他の人と動物の共通感染症と同じように口移しや食器の共用をやめ、ペットや排泄物に触れた後の手洗いをすることが大切です。ペットに生肉を与えることはせず、十分に加熱しましょう。

エキノコックス症



日本では北海道のキタキツネが主な感染源で、ほとんどが北海道での発生ですが、近年、北海道以外でも感染源が存在する可能性があり注意が必要な感染症です。

人には、虫卵に汚染された土や水から手を介して、その虫卵が口に入ることで感染します。キタキツネの糞中に混じるエキノコックスの虫卵が主な感染源ですが、感染したネズミを食べるなどして犬も感染し、犬の糞からも感染するおそれがあります。人の場合、体内に入ったエキノコックスは肝臓などで増殖し、感染後数年(成人では通常10年以上)も経ってから症状が現れます。肝臓などに重篤な症状が引き起こされる恐ろしい病気で、確立した治療法はなく外科的に切除するしかありません。そのため予防が重要になります。

犬はネズミを食べることで感染するため、犬の放し飼いをやめましょう。野山に出かけた後は、手をよく洗いましょう。山菜や野菜、果物等もよく洗ってから食べましょう。

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)



マダニに咬まれて感染するウイルスの病気です。感染した野生動物を咬んだマダニに、人や犬猫が咬まれて感染します。

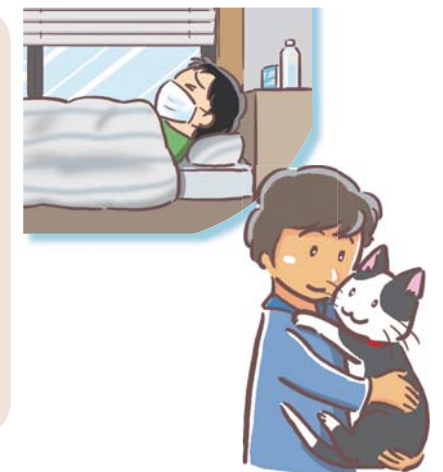
人が感染すると発熱やだるさ、意識障害、出血などの症状が現れ、重症化すると死亡することもあります。特に高齢者は重症化しやすいので注意が必要です。感染して発症した犬や猫の血液などからも、人に感染することが報告されています。国立感染症研究所の研究によると、日本のSFTS患者の致死率は約30%と高く、感染者の確認数も増加傾向です。また確認地域は西日本が中心ですが、徐々に東日本へと広がってきています。

感染を予防するためには、野外の草むらなどに行く際は肌を露出しないようにし、ペットにもマダニ駆除剤や防虫剤を使用して、マダニに咬まれないようにしましょう。犬や猫に感染した場合、特に猫は重症化することが知られていますので、室内飼いを徹底するようにしましょう。

もしもコロナに感染してしまったら

新型コロナウイルス感染症は、人の感染症ですが、元々保有していたのは、コウモリなどの動物と考えられています。これまで、感染した人から、飼っていた犬、猫、ミンクなどの動物への感染事例が報告されています。感染した犬や猫から人への感染は報告されていません。猫は、他の動物種よりも感受性が高いとの報告があり、実験室内での感染実験では、猫が他の猫に感染させ得るという結果が報告されています。

飼い主自身がコロナに感染しないように気をつけることが、ペットのためにも最も重要です。もし感染してしまったら、ペットとの接触はさけ、世話を家族や他の人、預かり施設などをお願いしましょう。



見守る社会



多頭飼育の問題

動物を増やしすぎてきちんと世話ができなくなることによって起きる様々な問題を多頭飼育問題といいます。多頭飼育問題は、動物を不健康にするだけでなく、飼い主の健康や生活環境を損ない、悪臭や衛生問題といった近隣への迷惑をもたらす、人と地域の問題でもあります。背景には生活困窮や社会的な孤立等があり、社会福祉的支援を必要とする飼い主も多くいます。また、再発リスクが非常に高く、根本的な解決のためには飼い主に継続的に働きかける必要があります。関係者が連携して「人の問題」と「動物の問題」の両方に対応し、地域で見守ることが大切です。



地域猫活動

猫は決まった飼い主のもとで室内飼いがこれからの社会の基本ですが、地域で今暮らしている飼い主のいない猫との共生を目指す取組が地域猫活動です。周辺的生活環境被害や飼い主のいない子猫の発生を防止するために、地域住民の十分な理解のもと、不妊去勢手術、エサやりや排せつ物の管理などを行う活動です。



動物虐待

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。動物の虐待等を発見したときは、下記の連絡先に相談または通報してください。



(地方自治体動物虐待等通報窓口一覧)

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/reportcruelty/



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>
令和3年9月発行



○お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ